

事業名 CD	0104020101	浄化槽管理指導事業	
細分化した事業名	浄化槽巡回指導事業		
事業担当課室 CD	200100	市民課	整理コード

〈事務事業の位置づけ〉

第6次長期総合計画での目的体系	大項目	自然を活かし、自然にやさしいまちづくりの推進	
	中項目	自然環境の保全	
	小項目		
関連する個別計画等	生活排水処理基本計画・環境基本計画	根拠条例等	浄化槽法
関連する事業	合併処理浄化槽設置促進事業		

〈事務事業の概要〉

事業の目的 (何のためにするのか)	市内の水質保全のため、既設浄化槽の点検及び清掃等の末実施家屋の指導。
事業の対象 (誰・何を対象にするか)	一般家庭用合併浄化槽、単独浄化槽及び所有者
これまでの改善経過	平成13年度より取組み市内全域で事業展開を行ったが、一巡したため平成16年度より2年に1回の頻度で指導を実施している。
事業の手段 (どんなやり方(手法)で)	〈実施・運営方法〉 <input type="checkbox"/> 市 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> その他( ) 担当職員及び市が委託した契約者(シルバー人材センターに在籍する浄化槽管理士の資格を有する者)と地区の役員により浄化槽の巡回指導を行う。
事業の成果 (どのような状態にしたいのか) (どのような効果を得るのか)	浄化槽の維持管理について法律に定める保守点検、清掃(法第10条)定期(水質)検査(法第11条)の実施状況について巡回指導を実施することにより、適正な管理がなされ公共用水域の水質が保全される。

〈投入費用及び従事職員の推移〉

		20年度	21年度	22年度
A	事業費 (千円)	676	626	495
財源内訳	国庫支出金	0	0	
	県支出金	0	0	
	市債	0	0	
	その他	0	0	
	一般財源	676	626	495
B	担当職員数(非常勤 職員E) (人)	0.00 0.47	0.44	0.25
C	人件費(平均人件費×E) (千円)	3,247	3,002	1,680
D	総事業費(A+C) (千円)	3,923	3,628	2,175
*参考	H22)市民1人当りの事業コスト	68 円	H22)市民1人当りの行政サービス費用	599,027 円

注1)担当職員数には、1年間に当該事業に携わった職員数(職員と非常勤嘱託職員を区分)を他事業と按分して記載してあります。  
 注2)平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した、20年度(6,909千円)、21年度(6,823千円)、22年度(6,719千円)を使用しています。  
 注3)一般財源とは用途の制限のない財源で、市税(市民税・固定資産税など)、地方交付税(市町村均衡を図るための交付金)などを言います。

〈事業を数字で分析〉 この欄では、事業の目指すべき方向を分かりやすく示すため、数値指標を設定し実績数値を記入しています

	指標名	指標の算出方法	実績値		
			20年度	21年度	22年度
活動指標	浄化槽巡回指導実施件数	件	2,457	2,227	2,112
	清掃済浄化槽基数	基	2,003	1,824	1,857
成果指標	清掃済浄化槽割合	清掃済浄化槽基数／巡回指導件数(%) 1,857件／2,112件	81.52	81.90	87.93
	法定検査件数	件	620	464	319
効率指標	法定検査実施率	法定検査件数／巡回指導件数(%) 319件／2,112件	25.23	20.84	15.10
	1件あたりの費用	総事業費／浄化槽巡回指導件数(円) 2,175千円／2,112件	1,597	1,629	1,030

〈事業を自己評価〉

妥当性 (事業の手段・活動は妥当ですか)	<input type="checkbox"/> A 妥当である <input checked="" type="checkbox"/> B ほぼ妥当である <input type="checkbox"/> C 妥当でない 浄化槽の適正な維持管理を行うことにより、生活雑排水等による公共水域の水質汚染防止に効果があるので、設置者に対し定期的に直接指導を実施することは妥当である。		
成果 (意図した成果が上がっていますか)	<input type="checkbox"/> A 上がっている <input checked="" type="checkbox"/> B ほぼ上がっている <input type="checkbox"/> C 上がっていない 巡回指導を行うにあたり、日程等について地区回覧をした時点で、浄化槽の保守点検・清掃(法第10条)を行うケースもあり、点検清掃に関しては成果が見られるが、法第11条に定める水質の定期検査(法定検査)については、実施率が低く実施義務についての認識が低い。		
効率性 (コストを見て効率的ですか)	<input type="checkbox"/> A 効率的である <input checked="" type="checkbox"/> B ほぼ効率的である <input type="checkbox"/> C 効率的でない 委託費が平成16年度より半減し、委託費においてのコストは下降傾向にあり、ほぼ効率的である。		
総合評価	<input type="checkbox"/> A 期待以上に達成 <input checked="" type="checkbox"/> B 期待どおりに達成 <input type="checkbox"/> C 期待以下の達成		
今後の事業展開	<input type="checkbox"/> 重点化(コストを集中的に投入する) <input checked="" type="checkbox"/> 手段の改善(実施主体や実施の手段を代える) <input type="checkbox"/> 効率化(結果単位あたりのコストを下げる) <input type="checkbox"/> 簡素化(事業の規模や内容を縮小する) <input type="checkbox"/> 統廃合(他の事業と統合する、または廃止する) <input type="checkbox"/> 現行どおり		
改善・改革案	改善・改革の概要・方向性(いつまでに、どういう形で具体化するのか)		
	(1) 中長期的 巡回業務の委託先について検討を行い、有資格者の確保・協力を求めるよう整備を行う。	(2) 24年度 有資格者による巡回(確保できれば)	(3) 23年度 有資格者が確保できるか、別の施策に切替えるか検討する
	22年度の改善計画 管理台帳を整備し、改善報告を求め追跡指導を行う。		
22年度の改善結果 管理台帳の整備を一通り終えることができた。また、改善報告を求める方法を確立できた。			
市民(地域)や民間、他官庁との役割分担(市民との協働の視点などから考えられること) 巡回指導を実施するにあたり、地区長・衛生指導員に周知徹底をしていただいております。今後も協力をお願いしたい。法定検査は浄化槽協会が県の指定により行っているが、市民の認識が低いので、中北林務環境事務所にも協力を要請する。			
課長所見	浄化槽の維持管理について徹底した指導を行い、水質を保全することにより住みよいまちづくりを行う。また下水道への接続促進及び合併浄化槽への切替を促進する。		